

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成17年10月13日(2005.10.13)

【公開番号】特開2000-189017(P2000-189017A)

【公開日】平成12年7月11日(2000.7.11)

【出願番号】特願平11-376882

【国際特許分類第7版】

A 0 1 K 89/02

A 0 1 K 89/033

【F I】

A 0 1 K 89/02 A

A 0 1 K 89/033 5 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月1日(2005.6.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ドラグ機構と、駆動シャフトと、該駆動シャフトの軸線回りで回転するように取付けられているスプールとを具備し、上記ドラグ機構が係合することにより上記駆動シャフトに対するスプールの回転が遅くされ又は抑制せしめられる魚釣用リールであって、前記係合が熱を作りだし、該熱が軸線方向に熱膨張を引き起こすようになっている魚釣用リールにおいて、

上記スプールの軸線方向に熱膨張することを可能ならしめるように該スプールを支承しているベヤリング取り付け手段を具備し、これにより前記スプールが軸線方向に抑制されたとしたら生じ得るドラグ力の増加が低減せしめられ、而かも、前記ベヤリング取り付け手段がスペーサによって互いから離間された二つのベヤリングを具備し、これらベヤリングのうちの1つが、摩擦力以外の力でスプールを抑制することなく該ベヤリングの外周上で上記スプールと係合するように該スプールのポケット内に取り付けられており、少なくとも一つのスプリング手段が上記ベヤリングと係合せしめられていることを特徴とする魚釣用リール。

【請求項2】

上記ベヤリングのうちの1つが、一定の軸方向の位置に保持されていることを特徴とする請求項1記載の魚釣用リール。